

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
 FAX 011-232-1385  
 印刷 富士プリント(株)

## 規則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一四一  
 ○北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則 (資源管理課) 一四二

## 告示

○一般競争入札(物品の賃借)の実施 (道立病院管理室) 一四二  
 ○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出(二件) (地域産業課) 一四三

○土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一四六  
 ○土地改良事業の施行の認可 (土地改良指導課) 一四六

○道営土地改良事業の工事の完了 (土地改良指導課) 一四七  
 ○道営土地改良事業計画の決定の一部改正 (土地改良指導課) 一四七

○肥料の登録の有効期間の更新 (流通対策課) 一四七  
 ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一四七

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一四七  
 ○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了 (道路計画課) 一四八

○道路の区域の決定 (道路整備課) 一四八  
 ○道路の区域の変更(三件) (道路整備課) 一四八

○道路の供用の開始(三件) (道路整備課) 一四九  
 ○道路の区域の変更及び供用の開始(三件) (道路整備課) 一五〇

○道路の区域の変更の一部改正 (道路整備課) 一五〇  
 ○都市計画事業の認可 (公園下水道課) 一五一

## 公表

○公印の改刻 (法制文書課) 一五一  
 ○北海道土地利用基本計画の変更 (土地水対策課) 一五一

## 公告

○公募型プロポーザルの実施 (法制文書課) 一五一  
 ○道帯広土木現業所告示 (法制文書課) 一五一

○一般競争入札による道有財産(土地)の売払い (道教育庁後志教育局告示) 一五二

○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 一五三

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 一五四

公布された規則のあらまし

### 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第百十七号)

一 趣旨及び内容  
 軽油引取税の脱税事案が多発していること等の現状にかんがみ、支庁等間の応援体制を構築することとし、徴収金の賦課徴収の委任に関する規定について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日  
 この規則は、平成十三年十一月一日から施行することとした。

### 北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則(規則第百十八号)

一 趣旨及び内容  
 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日  
 この規則は、平成十三年十一月一日から施行することとした。

## 規則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月三十日

北海道知事 堀 達也

### 北海道規則第百十七号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和二十九年北海道規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条第二項中「事務の全部又は一部」を「事務」に改め、「本庁」の下に、「第一条第五号に規定する支庁以外の支庁及び道税事務所並びに東京事務所」を加え、「行なわせる」を「行わさせる」に改め、同条に次の二項を加える。

3 知事は、前項の規定により当該事務の執行を命じたときは、別記第一号様式の四の二の

道税事務執行命令書を当該徴税吏員に交付するものとする。  
4 第二項の規定により当該事務の執行を命ぜられた徴税吏員は、当該事務の執行を行う場合においては、前項の道税事務執行命令書を携帯しなければならない。  
別記第一号様式の四の次に次の一様式を加える。

別記第1号様式の4の2 (第6条関係)

道 税 事 務 執 行 命 令 書	勤 務 庁	受 任 者	北 海 道 徴 税 吏 員 北 海 道 事 務 吏 員
1 内 容 北海道税条例施行規則第6条第1項の規定により、支庁長(道税事務所長)が行うこととされている、道税の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査並びに滞納処分に係る事務			
2 期 間 年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日			
北 海 道 知 事			
印			

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十三年十月三十日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第百十八号

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則(平成八年北海道規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

第三条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改め、同条第三号中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改める。

第四条第一項及び第二項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同条第三項中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改める。

第五条第廿四「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に、「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。

附 則

北海道告示第1803号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ21台、プリンタ11台、サーバー21台(1月当たりの単価)

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年12月21日

(4) 契 約 期 間 平成14年1月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道保健福祉部道立病院管理室及び道立江差病院 ほか9

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の質賃借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成13年10月30日から11月8日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部道立病院管理室

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 863

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

(2) 入札日時 北海道庁別館4F共用会議室

(3) 開札場所 平成13年11月9日（金）午後1時30分

(4) 開札日時 (1)に同じ。

(5) 入札保証金 (2)に同じ。

(6) 入札保証金は、免除する。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部道立病院管理室

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

(8) 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

(9) 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たり単価）の制限の範囲内で最低の価格（1

月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(4) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第1804号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年2月28日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

昭和産業株式会社 代表取締役社長 西村 孚

江別市角山88番地2

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

江別サテイト

江別市幸町35番地

北海道知事 堀 達也

昭和産業株式会社 代表取締役社長 西村 孚

江別市角山88番地2

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

江別サテイト

江別市幸町35番地

北海道知事 堀 達也

昭和産業株式会社 代表取締役社長 西村 孚

江別市角山88番地2

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

江別サテイト

江別市幸町35番地

第1310号

報 告 書 規 則 北

- (3) 変更しようとする事項  
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間  
 (変更前) 午後 8 時 (ただし、年間180日を限度として午後 9 時)  
 (変更後) 午後 9 時
- (4) 変更する年月日  
 平成13年11月10日
- (5) 上記3の変更に係るもの以外の事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者の職・氏名	住 所
(株)マイカル北海道	代表取締役 大川 祐一	札幌市白石区本通21丁目南1番10号
丹 野 理 明		石狩市花川南10条2丁目242
(株)慈恵堂 早川薬院	代表取締役 早川 義徳	江別市野幌町55番地の4
(株)テラーのぐち	代表取締役 野口 剛志	千歳市清水町6丁目15番地の2
(株) キ ン グ	取締役社長 山田 幸雄	京都市下京区東塩小路高倉町2番の1
(有)フアツシヨソ	代表取締役 清水 渥	深川市4条8番1号
(株) 三 貴	代表取締役社長 木村 和巨	東京都豊島区東地袋3丁目4番3号
(株)ナカニシ	代表取締役 中西 弘	鳥取市富安2丁目70番地
(株) さ が 美	代表取締役社長 石田 敏彦	横浜市港南区下永谷6丁目2番11号
(有)札幌洋服リフォー ムセンター	代表取締役 松橋 広志	札幌市南区澄川4条2丁目5番5号
中川 商 事 (株)	取締役社長 中川 雄三	函館市西栲梗町589番地の51
(株) 玉 光 堂	代表取締役 八木 龍郎	小樽市花園1丁目10番5号
(株)フックメイトまる ぜん	代表取締役 高橋 謙一	室蘭市母恋北町2丁目4番11号

(株)富士メガネ	代表取締役 金井 昭雄	札幌市中央区南2条西4丁目7番地
(有)吉川時計店	代表取締役 吉川 修一	江別市3条6丁目4番地の1
(株)カナリヤ	代表取締役 森吉 丈夫	札幌市中央区南1条西2丁目1番地

- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 18,287 m<sup>2</sup>
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (ア) 駐車場の収容台数  
 1,379台
- (イ) 駐輪場の収容台数  
 220台
- (ウ) 荷さばき施設の面積  
 607.22m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量  
 351.6m<sup>3</sup>
- エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 午前10時 (ただし、年間63日を限度として午前9時)
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前9時30分 (ただし、年間63日を限度として午前8時30分) から  
 午前0時30分 (一部午後9時20分) まで
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
 入口 8 か所  
 出口 7 か所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前7時から午後8時まで
- 2 届出年月日  
 平成13年10月19日
- 3 届出書等の縦覧  
 (1) 縦覧場所  
 北海道経済部地域産業課  
 北海道石狩支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間  
平成13年10月30日（火）から平成14年2月28日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年2月28日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
岩見沢都市開発株式会社

北海道岩見沢市4条西3丁目1番地  
代表取締役 木元 久嗣

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岩見沢ポルタ

北海道岩見沢市3条西3丁目  
北海道岩見沢市4条西3丁目

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社北海道西友	代表取締役 富澤 司郎	札幌市北区北7条西1丁目1-5
岩見沢都市開発株式会社	代表取締役 木元 久嗣	岩見沢市4条西3丁目1番地

株式会社三貴	代表取締役 木村 和巨	東京都豊島区東池袋3丁目4番3号
水島薬品株式会社	代表取締役 水島 教男	岩見沢市3条西2丁目9番地
株式会社ヒマワリ靴店	代表取締役 酒井 完治	岩見沢市2条西3丁目3番地
株式会社竹松商店	代表取締役 竹松 洋	美唄市大通東1条南1丁目1-28
株式会社鈴丹	代表取締役社長 鈴井 桂夫	名古屋市中区栄3丁目15番37号
株式会社トリコ	代表取締役 高梨 重治	岩見沢市4条西4丁目12番地
株式会社キング	取締役社長 山田 幸雄	京都市下京区東塩小路高倉町2番の1
株式会社シオジリ	代表取締役 塩尻 一幸	滝川市栄町2丁目1番11号
有限会社セブンスーズモルトモ	代表取締役 森友 道宏	札幌市中央区北1条西23丁目802
株式会社和らいふ	代表取締役 土屋登巳雄	札幌市西区発寒11条4丁目18番1号
有限会社いわもと	代表取締役 岩本 博	岩見沢市4条西4丁目12番地
有限会社松重時計眼鏡店	代表取締役 松重 武	岩見沢市1条西5丁目1番地
有限会社あいぜん	代表取締役 竹本 茂子	札幌市清田区清田8条3丁目18-17
株式会社はるやまチェーン	代表取締役社長 治山 三男	札幌市豊平区平岸2条9丁目3番15号
株式会社三愛	代表取締役 田中 道信	東京都中央区銀座5丁目7番2号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社北海道西友	代表取締役 富澤 司郎	札幌市北区北7条西1丁目1-5

第1310号

北 興 公 報

岩見沢都市開発株式会社	代表取締役 木元 久嗣	岩見沢市4条西3丁目1番地
株式会社三貴	代表取締役 木村 和巨	東京都豊島区東池袋3丁目4番3号
水島薬品株式会社	代表取締役 水島 教男	岩見沢市3条西2丁目9番地
株式会社ヒマワリ靴店	代表取締役 酒井 完治	岩見沢市2条西3丁目3番地
株式会社竹松商店	代表取締役 竹松 洋	美幌市大通東1条南1丁目1-28
株式会社鈴丹	代表取締役社長 鈴井 桂夫	名古屋市中区栄3丁目15番37号
株式会社トリコ	代表取締役 高梨 重治	岩見沢市4条西4丁目12番地
株式会社キンゾウ	取締役社長 山田 幸雄	京都市下京区東塩小路高倉町2番の1
株式会社ソオジリ	代表取締役 塩尻 一幸	滝川市栄町2丁目1番11号
有限会社セブンスーズモリトモ	代表取締役 森友 道宏	札幌市中央区北1条西23丁目802
株式会社和らいふ	代表取締役 土屋登巳雄	札幌市西区発寒11条4丁目18番1号
有限会社いわもと	代表取締役 岩本 博	岩見沢市4条西4丁目12番地
有限会社松重時計眼鏡店	代表取締役 松重 武	岩見沢市1条西5丁目1番地
有限会社あいぜん	代表取締役 竹本 茂子	札幌市清田区清田8条3丁目18-17
株式会社はるやまチエーン	代表取締役社長 治山 三男	札幌市豊平区平岸2条9丁目3番15号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 12,638m<sup>2</sup>  
(変更後) 12,462m<sup>2</sup>

(4) 変更する年月日  
平成13年10月5日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 476台
- イ 駐車場の収容台数 100台
- ウ 荷さばき施設の面積 152.1m<sup>2</sup>
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 43.7m<sup>3</sup>
- オ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時まで
- キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時から午後9時まで
- ク 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時30分から午後5時まで
- 2 届出年月日  
平成13年10月2日
- 3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道空知支庁経済部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間  
平成13年10月30日(火)から平成14年2月28日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)
- (3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1806号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成13年10月19日、日高町土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成13年10月30日

北海道告示第1807号

北海道知事 堀 達也

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成13年10月23日、浦河町土地改良区が新たに行う土地改良（絵苗・向別地区緊急小規模土地改良（暗きよ、客土））事業の施行を認可した。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1808号

道管土地改良（豊美地区かんがい排水事業〔客土〕）事業の工事を平成10年12月18日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1809号

平成13年北海道告示第1772号（道管土地改良事業計画の決定）の一部を次のように改正する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達也

「（重内峠山地区農業経営確立排水対策特別（農業用排水））」を「（重内峠山地区水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水））」に改める。

北海道告示第1810号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格
北海道第2731号	混合石灰肥料	47.0腐植酸 苦土混合 石灰質肥料	アルカリ分 <溶解性苦土	47.0 1.0 含有を許される有害物質の 最大量は公定規格のとおり
北海道第2182号	混合石灰肥料	47.0腐植酸 苦土混合 石灰質肥料	アルカリ分 <溶解性苦土	47.0 1.0 含有を許される有害物質の 最大量は公定規格のとおり

北海道告示第1811号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達也

- 解除予定保安林の所在 帯広市以平町453の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1812号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達也

- 解除予定保安林の所在 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

呼 び 名

2(1) 解除予定保安林の所在 上川郡美瑛町(国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所

(2) 保安林として指定され 公衆の保健 ための目的

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1813号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 路 線 名 蘭越町道大谷栄線
- (2) 工 事 区 間 磯谷郡蘭越町字大谷99番2地先から磯谷郡蘭越町字栄39番20地先まで
- (3) 工 事 の 種 類 新設
- (4) 工 事 完 了 の 日 平成13年11月12日

- 2(1) 路 線 名 秩父別町道2条路線
  - (2) 工 事 区 間 雨竜郡秩父別町字中山1109番577地先から雨竜郡秩父別町字中山4219番6地先まで
  - (3) 工 事 の 種 類 改築
  - (4) 工 事 完 了 の 日 平成13年11月9日
- 3(1) 路 線 名 秩父別町道2条路線

解 説

- (2) 工 事 区 間 雨竜郡秩父別町字中山4219番6地先から雨竜郡秩父別町字秩父別1665番24地先まで
- (3) 工 事 の 種 類 改築
- (4) 工 事 完 了 の 日 平成13年11月5日

北海道告示第1814号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名 札幌北広島自転車道線
- 3 道路の区域 間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
- 北広島市西の里27番4地先から 5.00mから 687.55m
- 北広島市共栄166番地先まで 65.74mまで

北海道告示第1815号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

変更前 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

- 前 14.45mから 298.64m
  - 後 17.99mから 298.64m
  - 後 28.35mまで
- 北海道札幌土木現業所

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

- 恵 庭 栗 山 線 夕張郡長沼町字馬追原野2141番28地先から夕張郡長沼町字馬追原野3390番3地先まで

北

仁 別 大 曲 線	北広島市大曲153番地先から 北広島市大曲幸町1丁目1番1地先（一般国道36号線交点）まで	前	9.75mから 19.25mまで	224.30m	一般国道36号線 L=13.90m	北海道札幌土木現業所
	北広島市大曲153番地先から 北広島市大曲南ヶ丘1丁目1番1地先（一般国道36号線交点）まで	前	18.00mから 18.00mまで	220.82m	一般国道36号線 L=22.13m	
	北広島市大曲153番地先から 北広島市大曲南ヶ丘1丁目51番地先（一般国道36号線交点）まで	後	18.00mから 25.00mまで	220.82m	一般国道36号線 L=22.13m	
日 東 東 雲 線	上川郡上川町字菊水254番1地先から 上川郡上川町川端町108番1地先（一般国道39号交点）まで	前	10.50mから 45.50mまで	1,031.30m	一般国道39号におけ る29.24mの間	北海道旭川土木現業所
	上川郡上川町字菊水241番14地先から 上川郡上川町川端町108番1地先（一般国道39号交点）まで	後	16.00mから 52.80mまで	1,038.21m	一般国道39号におけ る29.24mの間	
三 和 剣 淵 線	上川郡剣淵町字南剣淵兵村9006番2地先から 上川郡剣淵町字南剣淵兵村9018番5地先まで	前	16.27mから 20.16mまで	641.21m	—	同
		後	20.94mから 26.14mまで	641.21m	—	

北海道告示第1816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

1 道路の種類	道路	北海道知事	堀	達	也	
2 路 線 名	森停車場線					
3 道路の区域	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	
					国道等との 重複区間	
	茅部郡森町本町24番地先から 茅部郡森町字森川町10番 8地先まで		前	10.50mから 19.40mまで	462.83m	—
			後	16.00mから 22.40mまで	459.52m	—

北海道告示第1817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

1 道路の種類	道路	北海道知事	堀	達	也	
2 路 線 名	美河三石停車場線					
3 道路の区域	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	
					国道等との 重複区間	
	三石郡三石町字歌笛997番 4地先（河川敷地）から三 石郡三石町字歌笛88番9地 先まで		前	10.90mから 17.50mまで	183.50m	—
			後1	10.90mから 17.50mまで	183.50m	—
			後2	13.40mから 20.30mまで	184.50m	—

北海道告示第1818号

第1310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

線名	供用開始の区間	北海道知事堀達也
奥尻島線	奥尻郡奥尻町字湯浜141番地先から奥尻郡奥尻町字球浦509番1地先まで	平成13.11.1

北海道告示第1819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

線名	供用開始の区間	北海道知事堀達也
和寒幌加内線	上川郡和寒町字西和1番1地先から上川郡和寒町字西和38番1地先まで	平成13.10.30

北海道告示第1820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

線名	供用開始の区間	北海道知事堀達也
小平幌加内線	留萌郡小平町字滝下国有林留萌南部森林管理署1110林班と小畑から留萌郡小平町字川上国有林留萌南部森林管理署1107林班へ小畑まで	平成13.10.31

北海道告示第1821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

道路の種類	道路	北海道知事堀達也			
路線名	美河三石停車場線				
道路の区域	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	三石郡三石町字歌笛88番9地先から三石郡三石町字歌笛21番3地先まで	前	10.90mから15.60mまで	1,115.50m	—
		後	14.00mから21.60mまで	1,115.50m	—

北海道告示第1822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

道路の種類	道路	北海道知事堀達也			
路線名	問寒別佐久停車場線				
道路の区域	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	中川郡中川町字琴平5番1地先（鉄道敷地）から中川郡中川町字琴平95番地先まで	前	14.54mから14.54mまで	1,789.00m	—
		後	16.71mから71.00mまで	1,745.70m	—

北海道告示第1823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月30日

道路の種類	道路	北海道知事堀達也
-------	----	----------

2	路線名	摩周湖斜里線	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
3	道路の区域	区間	後	20.00mから35.50mまで	96.56m	道道江南清里停車場線における45.46mの間
		斜里郡清里町羽衣町3番10地先から斜里郡清里町水元町5番14地先まで	前	20.00mから38.75mまで	96.56m	道道江南清里停車場線における45.46mの間

北海道告示第1824号

平成13年北海道告示第1767号（道路の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

2の②道路の路線名の事項中「砂川歌志内美唄線」を「砂川奈井江美唄線」に改める。

北海道告示第1825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 余市町 北海道知事 堀 達 也
- 2 都市計画事業の種類及び名称 余市都市計画公園事業 3・3・2号 ふじ公園
- 3 事業の施行期間 平成13年10月30日から平成17年3月31日まで
- 4 事業地 (1) 収用の部分 余市郡余市町黒川町地内  
(2) 使用の部分 変更なし

公 報

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成13年10月30日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

1 改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道宗谷支庁長印	北海道宗谷支庁	納税証明(車検)用		直径25ミリメートル	平成13.11.1

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法	法
北海道宗谷支庁長印	北海道宗谷支庁	納税証明(車検)用	直径25ミリメートル	

北海道土地利用基本計画を平成13年10月22日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

北海道土地利用基本計画に図示された次の市町に係る都市地域、農業地域について、次の図面のとおり変更した。  
都市地域 釧路市  
農業地域 大野町、芽室町、足寄町  
（「次の図面」は省略し、北海道総合企画部土地水対策課及び関係支庁地域政策部振興課に備え置いて縦覧に供する。）

公 報

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年10月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1 業務概要 (1) 業務名 北海道例規データベース整備事業

呼 び 名 第 131 号

解 説 公 報 北 道

- (2) 業務内容 北海道例規データベースの構築業務を委託する。
- (3) 履行期限 平成14年3月25日(月)
- 2 参加資格及び審査の考え方
  - (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)の規定に基づく指名停止期間でない者であること。  
 ウ 道内に本店又は支店(営業所を含む。)を有する者であること。  
 エ 過去2年間に国又は地方公共団体とシステム開発業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有すること。

- (2) プロポーザルの審査の考え方
  - ア 事業者の構築実績、業務処理体制等
  - イ システムの構成・機能・操作性等
  - ウ システムの運用・保守体制等
- 3 手続等
  - (1) 担当部課
    - 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
    - 北海道総務部法制文書課
    - 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 271
    - フアクシミリ 011 - 232 - 1385
    - E-mail bunsho.bunshok2@pref.hokkaido.jp

- (2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法
  - 平成13年10月30日(火)から11月6日(火)まで
  - (土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)
  - 交付場所は、(1)に同じ。
  - 直接交付する(郵送はしない。)
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
  - 平成13年11月6日(火) 午後5時
  - 提出場所は、(1)に同じ。
  - 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。
- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
  - 平成13年11月19日(月) 午後5時
  - 提出場所は、(1)に同じ。

- 4 持参すること。
- その他
  - (1) 別途プロポーザルに関する説明会を開催する。
  - (2) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

帯広土木現業所告示

北海道帯広土木現業所告示第5号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)により道有財産(土地)を売り払う。  
 平成13年10月30日

北海道帯広土木現業所長 高 井 修

- 1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積 (㎡)	入札執行日時
帯土 - 1	帯広市西11条南9丁目17番 帯広市西12条南9丁目10番2	43.71 274.51	平成13年12月3日 午前11時

- 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当しない者とする。
    - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
    - (2) 破産者で復権を得ない者
  - 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所
    - 帯広市東3条南3丁目1番地
    - 北海道帯広土木現業所 管理部用地課
    - 電話 0155 - 24 - 3111 内線 4231
  - 4 入札執行の場所
    - 帯広市東3条南3丁目1番地
    - 北海道帯広土木現業所 大会議室
  - 5 入札保証金
    - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
    - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第147条から第150条までの定めるところによる。
- なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰

<p>属する。</p> <p>6 郵便又は電報による入札 認めないものとする。</p> <p>7 契約書作成の要否及び代金支払方法 契約書の作成を要し、代金は北海道帯広土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。</p> <p>8 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 提出期限 平成13年11月20日（火） 提出場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所 管理部用地課</p> <p>9 この入札の執行は、公開する。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象とした随意契約を行うこともある。</p>
--

北海道教育庁後志教育庁長

北海道教育庁後志教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1944年4月15日ララケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年10月30日

北海道教育庁後志教育局長 下田清治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校（普通科）  
パーソナルコンピュータ 1式 32台×1校（普通科）  
パーソナルコンピュータ 1式 7台×1校（聾学校）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成14年1月7日（月）
- (4) 契約期間 平成14年1月7日から平成19年12月31日まで、平成19年12月31日を限度に当該契約期間を延長すること

<p>(5) 納入場所 北海道寿都高等学校 北海道蘭越高等学校 北海道倶知安高等学校 北海道小樽聾学校</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の買貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成13年10月30日から11月9日まで イ 申請の方法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>4 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>5 契約条項を示す場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>(1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階「講堂」（郵送による場合は、郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課）</p> <p>(2) 入札日時 平成13年11月30日（金）午前11時（郵送による場合は、平成13年11月29日までに必着のこと。）</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p>
---

第1310号

報 告 公 開 規 則

<p>6 入札保証金は、免除する。 入札保証金は、免除する。</p> <p>7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告 平成13年北海道教育庁後志教育局告示第1号</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>9 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117</p> <p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p>	<p>(6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>12 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Personal Computer 42 2 set b. Personal Computer 32 1 set c. Personal Computer 7 1 set B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M. November. 30. 2001 (If mailed, bids must arrive no later than November. 29) C Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Government. Kita 1, Higashi 2, Kutchan-cho, Abuta gun, Hokkaido, 044-8544, Japan Phone : 0136-22-1111 Ext. 3117</p>
---	--

調 達 規 則 監 査 課 長 印

<p>北海道教育庁胆振教育局告示第7号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成13年10月30日 北海道教育庁胆振教育局長 木村俊昭</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価) パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校(高等学校普通科) パーソナルコンピュータ 1式 7台×1校(特殊学校) (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契約期間 平成14年1月10日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年12月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。</p> <p>(4) 納入期日 平成14年1月10日(木) (5) 納入場所 北海道追分高等学校 北海道鶴川高等学校</p>	<p>北海道教育庁胆振教育局告示第7号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成13年10月30日 北海道教育庁胆振教育局長 木村俊昭</p>
---	--

北海道室蘭豊学校

- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
  - (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
  - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。
  - ア 申請の時期 平成13年10月30日から11月12日まで
  - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
  - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町 9 番11号  
北海道教育庁胆振教育局企画総務課
  - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道室蘭市幸町 9 番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入札場所 北海道室蘭市幸町 9 番11号 室蘭土木現業所会議室（北海道胆振支庁別館 4階）（郵送による場合は、郵便番号 051 - 8558 北海道教育庁胆振教育局企画総務課）
  - (2) 入札日時 平成13年11月29日（木） 午前10時（郵送による場合は、平成13年11月28日までに必着のこと。）
  - (3) 開札場所 (1)に同じ。
  - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金は、免除する。
- 7 入札保証金は、免除する。
- 一連の調達契約に関する事項  
この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
平成13年北海道教育庁胆振教育局告示第1号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道室蘭市幸町 9 番11号  
北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
- 11 その他
  - (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課  
イ 所在地 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町 9 番11号  
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 3117
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札は及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary  
A. Nature and quantity of the products to be procured :  
a. Personal Computer 42 2 set

b . Personal Computer 7 1 set

B . Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M. November. 29, 2001

(If mailed, bids must arrive no later than November, 28)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department,

Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Government

9-11 Saiwai-cho Muroran, Hokkaido, 051-8558, Japan.

Phone : 0143-22-9131 Ext. 3117

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北 北海道総務部法制課  
士海 道総務部法制課  
ブ道 道総務部法制課  
リ総 務部法制課  
ン部 務部法制課  
ト法 務部法制課  
株制 式会社  
式文 書  
社課 道